

業 務 請 負 契 約 書(案)

1. 業 務 名 令和3年度構造力学実験施設他給水配管更新

2. 履 行 場 所
茨城県つくば市南原1-6
国立研究開発法人土木研究所 構造力学実験施設 他1ヶ所

3. 期 間 自 令和 年 月 日
至 令和 4 年 3 月 28 日

4. 契 約 金 額 ¥ 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 円)

上記業務について発注者と受注者とは、おののお対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 茨城県つくば市南原1番地6

氏名 契約職

国立研究開発法人土木研究所

理 事 長 西 川 和 廣

受注者 住所

氏名

(総則)

第1条 受注者は別冊仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって頭書の履行場所及び期間において、発注者の指定する職員（以下「監督職員」という。）の発行する業務指示書により頭書の期間内に指示する業務（以下「業務」という。）を完了させなければならない。

(権利義務の譲渡)

第2条 受注者は、この契約により生じる権利若しくは義務はこれを第三者に譲り渡し又は承継させてはならない。

ただし、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(委任又は下請負の禁止)

第3条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

3 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得なければならない。

(監督職員)

第4条 発注者は、受注者の業務の施行について、監督を行う監督職員の役職氏名等を受注者に通知するものとする。

2 監督職員は、他の条項に定めるもののほか、仕様書に定められた事項の範囲内において、受注者に対し契約の履行についての指示・承諾又は協議を行うものとする。

(業務責任者)

第5条 受注者は、業務責任者を定め、あらかじめ発注者に通知するものとする。

2 受注者又は業務責任者は、監督職員の監督又は指示に従い、業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

(業務責任者等に対する異議)

第6条 発注者又は監督職員は、業務責任者等受注者の使用人について業務の施行につき著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

(貸与品)

第7条 発注者から受注者への貸与品の品名、数量、規格及び引渡し場所は、仕様書に記載したところによるものとし、その引渡し時期は、監督職員が業務を指示したときとする。

2 監督職員は、貸与品を受注者の立ち会いのもとに検査して引渡しをするものとし、受注者は引渡しを受けたときは遅滞なく、発注者又は発注者の指定する職員に借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、業務が完了したときは、直ちに仕様書に定められた場所において、貸与品を発注者又は発注者の指定する職員に返還しなければならない。

4 受注者は、貸与品を善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。

5 受注者の故意又は過失によって貸与品が滅失し、若しくはき損又はその返還が不可能

になったときは、受注者は発注者の指定した期間内に代品を納め、又は原状に復し若しくはその損害を賠償しなければならない。

(仕様書不適合の場合の義務)

第8条 受注者は、業務内容が仕様書に適合しない場合において、監督職員が再業務を請求した場合は、これに従わなければならない。この場合においては、受注者は再業務の請負代金額を請求することができない。

(仕様の変更)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様の変更内容を受注者に通知して、仕様を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第10条 受注者は、天候の不良等その責に帰することができない事由、その他正当な事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なく、その事由を付して履行期間の延長を求めることができる。その延長日数は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(賃金又は物価の変動に基づく契約単価の変動)

第11条 発注者又は受注者は、履行期間内に賃金又は物価の著しい変動により契約単価が著しく不相当となったときは相手方と協議のうえ契約単価を変更することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第12条 業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者の負担において賠償するものとする。

ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合においては発注者の負担とする。

(検査)

第13条 受注者は、指示された業務が完了したときは、監督職員に業務完了報告書を提出しなければならない。

2 監督職員が、受注者から前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に発注者の検査を行う者として定めた職員により当該業務について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、不合格となり手直しを命じられたときは、受注者は遅滞なくその手直しを行い監督職員に手直し完了報告書を提出して再検査を受けなければならない。この場合における再検査は、前項の規定に準じて行うものとする。

(請負代金の支払い)

第14条 受注者は、前条の検査に合格したときは、所定の手続に従って請負代金額を請求するものとする。

2 発注者は、前項による適正な請求書を受理したときは、その日から30日以内に代金を支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における損害額)

第15条 受注者の責に帰すべき事由により、履行期間内に業務を完了することができない

場合において、履行期間後に完了する見込みがあるときは、発注者は受注者から遅延利息を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の遅延利息の額は、契約金額に年3%の割合で計算した額とする。

3 発注者の責に帰すべき事由により前条に規定する請負代金の支払いが遅れた場合には、受注者は発注者に対して年2.5%の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 特別の理由がなくて、監督職員の指示に従わず業務を行わないとき。

二 第2条及び第3条の規定に違反したとき。

三 前各号のほか、受注者又は業務責任者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

四 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項により契約を解除した場合においては、第13条の規定による検査を受けたものがあるときは、発注者はその業務完了部分に相当する請負代金額を支払うものとする。

第17条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(受注者の解除権)

第18条 受注者は発注者が契約に違反し、その違反により業務を施行することが不可能となったときは契約を解除することができる。

2 第16条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は頭書記載の契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第16条第1項の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 前条の規定により受注者が契約を解除したときは、発注者は前項に準じて受注者に違約金を支払わなければならない。

4 受注者がこの契約に基づく違約金又は遅延利息を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者はその支払わない額に発注者の指定する期限を経過した日から支払を完了する日まで年3%の割合で計算した額を徴収する。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第20条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、

当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３％の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（契約外の事項）

第21条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。